



2020年4月

医療関係者各位

共和薬品工業株式会社

セレギリン塩酸塩錠 2.5mg 「アメル」の覚醒剤取締法の一部改正に伴う
取扱いの変更について

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は、弊社製品に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第63号。以下「改正法」という。）が令和元年12月4日に公布されるとともに、改正法第4条の規定による覚せい剤取締法の一部改正に関連した「覚せい剤取締法施行規則等の一部を改正する省令」（令和2年厚生労働省令第15号）が本年2月13日に公布されました。

これらの改正により、医薬品覚醒剤原料である『セレギリン塩酸塩錠2.5mg「アメル」』についての取扱いが一部変更となりましたので、ご案内申し上げます。

主な変更内容については下記に記載致しますが、詳細は「覚醒剤原料取扱者における覚醒剤原料取扱いの手引き」及び「病院・診療所・飼育動物診療施設・薬局における覚醒剤原料取扱いの手引き」をご確認頂きますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

謹白

記

施行日：2020年4月1日

主な変更内容：

1. 厚生労働大臣の許可を受けた場合は、医薬品である覚醒剤原料を自己の疾病の治療の目的で携帯して輸出入することが可能となりました。
2. 医薬品覚醒剤原料の交付を受けた患者が、医薬品覚醒剤原料を施用する必要がなくなった場合に、その患者から病院*・薬局等へ返却が可能になりました。
*ただし、返却できる病院・診療所は、本剤の交付を受けた病院等に限りです。
3. 病院・薬局等の開設者や往診医師は、帳簿を備え、必要事項の記録が義務付けられました。

上記 1. 2. の変更内容につきましては、別添の通り患者様用の資材を作成しておりますので、印刷してご利用頂くか、下記お問い合わせ先までご請求頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

以上

【お問い合わせ先】 共和薬品工業株式会社 お問い合わせ窓口
Email : info-di@kyowayakuhin.co.jp
TEL : 0120-041-189 FAX : 06-6121-2858

セレギリン塩酸塩錠 2.5mg「アメル」を服用される
患者さんにご家族の方へ
(取り扱いについて)

2020年4月1日よりこのお薬の取り扱い方法が一部変更となりました。このお薬をご使用の際は、以下の2点にご注意ください。

1. 不要になったセレギリン塩酸塩錠 2.5mg「アメル」は、薬局やお薬を受け取った病院に返却できるようになりました。

※薬局はどの薬局にも返却できます。

2. セレギリン塩酸塩錠 2.5mg「アメル」を自己の疾病の治療の目的で携帯して輸出入することが可能となりましたので、かかりつけの薬局または病院にご相談ください。

※管轄の地方厚生(支)局麻薬取締部への手続きが必要となります。

※渡航先の国への持込み及び同国からの持出しについては、規制がある場合がありますので、その国の大使館や領事館等に照会してください。

その他、このお薬に関するご質問やご不明点は、かかりつけの病院または薬局にご相談ください。